

寄せられた声と回答の紹介(令和2年度9月回答分)

回答日	受付件名	受付の要旨	回答の要旨	担当組織
令和2年9月10日	古紙の出し方について	古紙の出し方について、紙袋にまとめる方法は紙袋が家に無いことが多く、紐で束ねる方法だと細かい紙がポロポロとこぼれてしまうので、面倒になり結局可燃ごみに出してしまう。ビン、缶、ペットボトルのようにカゴを設置すれば回収率が上がると思う。カゴ設置の人工費をかけてまで回収するメリットが無いからやらないのだろうか。	古紙の出し方について、細かい雑紙などは雑誌などに挟んでお出しいただければ回収します。古紙回収用コンテナ設置については、雑紙が風で飛散する可能性があります。古紙の回収場所は約35,000か所のごみの集積所で、集積所の維持・管理は、そこにごみを出している住民の方が行っています。このため、ご提案の古紙のうち雑紙を回収するカゴの設置は、カゴの確保も含め住民の方に行っていたく必要があります。もし、集積所を利用している住民の方々の同意をいただけるのであれば、区の担当までご連絡ください。	環境部 清掃リサイクル課
令和2年9月11日	子育てスタート応援券について	子育てスタート応援券を使いたいと思った矢先、コロナウイルスの流行で利用できず、このまま期限を迎えてしまいそうだ。利用先が限られている中、預かり保育の定員が減ったり、産後のケアがオンラインでの指導に変更になったりしたことで応援券が利用できなくなっているところもある。使い切れなかった応援券を、育児に役立つ品物や区の商店街などで使える商品券に交換できるようにしてほしい。	本事業は、有料の子育て支援サービスをお試しいただき、その後も継続的にご利用いただくことで、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減を図ることを目的に実施しています。ご提案の未利用応援券を商品券等に交換することは、本来の目的と異なるため困難です。なお、コロナ禍においても、皆様に応援券を有効活用していただけるよう、緊急事態宣言下でサービス利用の自粛をお願いしていた時期に有効期限が満了する方については、期限の延長を行いました。今後も、社会情勢に応じて柔軟に取り組んでいきます。	こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター
令和2年9月28日	新生児の特別給付金について	新型コロナウイルス感染症により、経済的負担が増えている。そこで、令和2年4月28日以降に生まれた子どもに対しても、特別給付金を支給してもらいたい。	区では、令和2年度中にお子さんが生まれたご家庭に、タクシー移動等に使える「こども商品券2万円分」を配布することにしました。現在、配布に向けて準備中のため、準備が整い次第、お子さんが住民基本台帳に登録された住所地あてに郵送予定です。申込み手続きは不要です。詳しくは練馬区ホームページをご覧ください。 10月下旬から配布開始予定。	健康部 健康推進課

寄せられた声と回答の紹介(令和2年度9月回答分)

回答日	受付件名	受付の要旨	回答の要旨	担当組織
令和2年9月28日	学童について	子どもが小学校に入学するので、学童について調べている。区立委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブには延長保育があるが、委託されていない区立学童クラブは午後6時までとなっている。自分の住む地域の学童クラブは、延長保育を実施していない。委託されていない区立学童クラブも、せめて保育園同様午後6時30分まで開室してほしい。	民間委託の区立学童クラブでは、午後7時までの延長保育を実施しています。区では、学童クラブの運営委託化を進め、合わせて保育時間の延長を行っています。また、すべての小学生に放課後等の居場所を提供することを目的とした「ねりっこクラブ」(延長保育あり)の推進に取り組んでおり、今後、全小学校での実施を進めていきます。今しばらくご不便をおかけしますが、区では、より一層学童保育サービスの充実に取り組んでいきます。	こども家庭部 子育て支援課
令和2年9月30日	マイナンバーカード交付時の対応について	子どもの更新したマイナンバーカードを受け取りに行った。しかし、本人写真や保険証、以前使っていたマイナンバーカードを持参しても、本人でないと渡せないと言われた。現在、子どもは海外に留学中で、帰国予定は来年の夏頃だが、コロナ禍で帰国するかどうか不明だ。1年間保管するので、帰国したら取りに来てほしいとのことで、昔から変わらず役所仕事は融通が利かない。もっと効率よく対応できる仕組みを作ってもらいたい。	マイナンバーカードはマイナンバーが記載された公的な顔写真付き身分証明書であり、交付の際は原則本人が来庁し、法令に基づく厳格な本人確認を行うことで、個人情報保護しています。そのため、代理人による受領要件はさらに厳格になっています。やむを得ない理由に限り、代理人に受け取りを委任できます。これは本人の個人情報保護を第一に考えたものであり、練馬区だけの取り扱いではありません。保管期間は原則6か月間ですが、コロナ禍の中でもあるため、引き続き当分の間保管します。	区民部 戸籍住民課